

個人情報保護法の適切な運用に向けて

在日米国商工会議所

在日米国商工会議所（ACCJ）は、個人情報保護委員会（PPC）による個人情報の利活用と保護のバランスの必要性を提言してきた。ACCJ は、今日までの PPC の取組みによる進展を歓迎するとともに、PPC による個人情報の保護と利活用のさらなるバランスを確保するため、個人情報保護法の 3 年ごとの見直しにあたり、以下のとおり見解を述べる。

1) 開かれた個人情報保護委員会（PPC）の維持

- PPC が海外事業者に対してもオープンであることに感謝申し上げる。PPC によるデータの保護と利活用のバランスに関する精力的な取組みを支えるという観点からも、開かれた PPC が維持されるよう要望する。オープンであることは、いつでも相談することができ、相談内容の機密性が確保され、安心して相談できる体制を指す。今後もデータの利活用と保護のバランスが維持され、適切な運用がなされるよう要望する。
- 指導・勧告等についても、進化していく技術や新しいビジネスモデルの登場等、社会・経済状況の変化に応じて、柔軟に対応できる体制を維持していただきたい。特に、技術中立性（technology neutrality）、すなわちサービスやアプリケーションへの中立性を維持し、特定の技術やサービスのみを対象としないよう要望する。
- 個人情報保護法を改正する場合には、国内外の企業、消費者団体等の多様なステークホルダーとコミュニケーションを密にとることで、ビジネスモデルや最先端の技術、ユーザーのニーズ等を考慮し、特定の関係者だけではなく、全てのステークホルダーからの意見を検討し議論を進めることを要望する。
- データ漏えい報告のあり方については、報告の義務化や過剰な強化が行われると、企業は、何がデータ漏えいに該当するかに関しての PPC への相談を躊躇する恐れがある。データ漏えい報告のシステムがこれまでの PPC の運用で機能していたことを踏まえ、報告の義務化については慎重な取扱いを望む。

2) 内外無差別（Level Playing Field）

- ACCJ は米国企業だけでなく日本やその他の国籍の企業も会員に有している。海外事業者も現地法を遵守することは当然と考えるが、法の執行が海外事業者のみに適用されることを ACCJ は懸念しており、国内企業および海外事業者に対して同等の扱いがなされることが非常に重要であると考えている。

3) 課徴金制度導入

- 日本において、個人情報保護法への課徴金の導入を求める意見が一部にあることを ACCJ は認識している。しかしながら、企業が自主的に政府の方向性を遵守するという日本の企業文化と、PPC による指導・命令等が企業のレピュテーションに対して大きな影響を持つ現状に鑑みると、課徴金を改正法に導入することには反対する。
- 日本は、産業構造や文化的背景が EU 地域とは異なることから、EU 地域で導入されたことすべてを日本で導入する必要はないと考える。
- ACCJ は課徴金の導入に対し反対の立場を表明しているが、これは、企業や政府がデータ漏えいを防ぐための安全なシステムを構築する必要がないと考えているわけではなく、むしろデータが漏えいしないよう、企業や政府はサイバーセキュリティ対策や内部統制の構築に注力すべきであると考えている。これを支援するため、政府ならびに PPC は、税制上の優遇措置を与えたり、啓蒙・周知活動等を行うなどして、企業がサイバーセキュリティ対策を実施することを奨励すべきである。

4) 自制的な域外適用

- 個人情報保護法は第 75 条において域外適用について規定している。ACCJ は PPC の自制的な域外適用に敬意を表す。しかしながら、日本が域外適用の強化を検討することで、他国が自国に有利な日本以外の法律を適用することにつながる可能性があり、混乱が生じることも懸念される。
- 個人情報保護法第 78 条では、海外執行機関との協力が認められており、同法は域外適用の拡大強化よりも、執行機関間の協力を発展させることを意図しているものとする。
- 法改正を実施するのであれば、PPC がより実質的かつ相互運用性のあるアプローチをとることを要望する。日本企業と米国企業に平等な扱いが確保されるためにも、域外適用に関するガイドライン等の資料について英訳版が公表されることを要望する。

5) 日米間のデータフローの確保

- 日米間のデータフローについては、他のどの国よりも重要なものであり、かつ、やり取りされる量も際立っていると認識している。
- 現在のプラクティスで日米間のデータフローで大きな問題は生じておらず、民間企業での自主的な対策を促す日本政府の取組みを高く評価する。
- 一般データ保護規則 (GDPR) をベースとした EU とのデータ流通枠組みは重要であるが、日米間の自由なデータフローが維持されることも同様に重要である。イノベーションの促進とプライバシー保護のバランスのとれた日米間の枠組みを PPC が堅持することを希望する。

6) 国際的な制度調和と越境データ移転

- 個人情報保護の枠組みの国際的な相互運用性は重要であるが、EU の GDPR のみを参考にするのは望ましくない。アメリカや APEC 加盟国・地域とのバランスも考慮することが必要である。
- EU の GDPR の仕組みを日本に持ち込み適用することは、体力のある大企業のみが遵守できるようなルールを全企業に対し適用することを意味し、中小企業、地方の企業にとって、過大なコンプライアンスコストとなる（ブーメラン現象）。結果として、これは日本のイノベーションを阻害する形となることから、きわめて慎重に取り扱うことを望む。
- 越境データ流通を基盤としたデジタルエコノミー推進による持続可能な世界の実現のためには、過度なプライバシー保護や規制、あるいは軽視の両極に陥ることなく、個人データの利活用と保護の両立によって、イノベーションを起こし続けることが重要である。その観点から、イノベーションとプライバシー保護のバランスをとりながら個人情報を含むデータが国境を越えて流通する制度・仕組みを、地球レベルで構築していくことが求められる。そのための第一歩として、越境データの適切な保護と円滑な流通を確保するため、日米が共に主導的に APEC の越境プライバシールール（CBPR）を推進することが肝要である。実務上の運用面でさらなる成熟と、APEC および APEC 外のより多くの経済圏からの支持と参加を得るために日本のキャパシティビルディングを含めた、グローバルなリーダーシップの発揮を期待し、さらには CBPR と GDPR の相互運用性が確保されることを要望する。